平成２２年（フ）第１２７号
北海道茅部郡森町字森川町81番地の３
債務者　松本　輝光
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
岩手県東磐井郡藤沢町砂子田字高田16番地
債務者　菊地　千秋（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４８号
岩手県大船渡市大船渡町字山馬越64番地３
県営住宅141号
債務者　小松ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７６号
群馬県太田市高林南町615番地56
債務者　堀越　信行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７８号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷388番地の４
古氷町営住宅団地16号
債務者　遠島　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５１号
奈良県御所市大字東松本101番地の４
債務者　阪本　眞未
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
奈良県磯城郡田原本町大字新町67番地の24
債務者　吉村　順子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎415番地の５
ガーデンハイツ結崎Ａ棟105号、前住所奈良県磯城郡川西町大字結崎862番地の27
債務者　岡　　知宏
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
和歌山県西牟婁郡白浜町1089番地の２
債務者　山中　喜八
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２９号
三重県志摩市志摩町和具3314番地４
債務者　小山　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
栃木県佐野市堀米町3837番地６
債務者　福田　優子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７２号
栃木県佐野市富岡町653番地８
債務者　山平　一志
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４１号
神奈川県相模原市矢部１丁目21番５号　ターミナルハイツ101号
債務者　衞藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５２号
神奈川県座間市入谷５丁目1869番地の１　入りハイム201号
債務者　内田　靖子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７７号
静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈55番地の３　レジデンス湖北302号室、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町日比沢272番地の３
債務者　久米　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目32番16号　オルト岸谷101号
債務者　小川　昌男
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５号
宇都宮市江曽島４丁目221番地28、住民票上の住所栃木県佐野市富岡町301番地12
債務者　岡田　静子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部